

知名町

# 子育て応援 パンフレット

2024年度版



## 知名町子育て応援パンフレット 2024年度版

この冊子に掲載している情報は2024年4月1日現在のものです。

電話 0997-84-3170 fax 0997-93-3115

編集・発行 知名町役場 子育て支援課



# 知名町子育て応援 パンフレット2024年度版

## もくじ

子育てに関する相談窓口	P2
母子保健事業	P3~4
児童福祉等に関する事業	P5~7
療育施設、その他保育に関する事業	P8
こども園・保育園に関する事業	P9
子育て広場に関する事	P10
幼稚園・保育所・認定こども園の無償化について	P11~12
公園・医療機関等マップ	P13~14
子どもの学習に関する事(図書館)	P15
子どもの学習に関する事	P16
学校関係	P17~18
こども家庭庁からのお知らせ	P19~22

## 子育てに関する相談窓口

子育てに関するご相談やお問い合わせを受け付けております。どこに相談してよいのか分からぬういうようなことでも適切な窓口にお繋ぎいたしますので、お気軽にご相談ください。

### 保健センター 電話番号 0997-93-2075

母子手帳交付から小学校入学まで様々な教室や資料配付があります。乳幼児健診や育儿教室等はお母さん同士で会話するチャンスです。離乳食の試食や両親学級の開催があります。同年齢の子どもを持つ親同士、ゆっくり情報交換してください。

### 子育て広場・一時預かり

#### 地域子育て支援拠点事業所「そら・SORA」

電話番号 070-1990-5689

就学前までのお子さんとその保護者が集う場として令和3年4月からフローラルパーク管理棟内へ場所を移転し、週5日、子育て広場を開催しています。季節の行事や毎月の誕生会等、親と子と一緒に参加できる楽しい行事を計画していますので、ご利用ください。

### こども園・保育園

#### すまいる 電話番号 0997-93-3583

#### きらきら 電話番号 0997-93-2288

#### しらゆり 電話番号 0997-93-3033

入園児に限らず園庭開放や月1回こども園独自の子育て広場、一時保育の制度があります。

### 子育て支援課 電話番号 0997-84-3170

子育てに関する相談窓口としての役割や、各種手当や助成に関する手続きを行います。

### 学校教育課 電話番号 0997-84-3158

就学に向けての相談、就学に際しての手続き等の役割を担っています。

### 地域では…

地域の事に詳しい母子保健推進員や民生委員(児童委員兼務)に気軽に声をかけてください。  
子育てに役立つ情報が手に入ります。

入学後の育成会や子供会の行事、字活動への参加も、情報交換や体験のよい機会となります。

# 母子保健事業 No.1

## 母子健康手帳交付

妊娠の届出を行った方に対して手帳の交付を行います。事前にお電話ください。

## 妊婦健診・産婦健診

母子健康手帳と同時に交付する受診票を使って、委託医療機関で受診できます(全14回)。また、出産した病院での2週間健診・1か月健診の費用を助成します。

## 両親学級

妊娠中期に入った妊婦さんに個別案内しています。保健師等により妊娠中の生活、出産、産後についてアドバイスを受けられます。

## こんにちは赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業)

保健師・助産師・看護師が原則4か月位までの間にお母さんと赤ちゃんを支援するために訪問をする事業です。赤ちゃんの気になることやお母さん自身のこと、その他子育てに関わる悩みなどをスタッフに相談してみてください。詳しくは対象者に直接連絡します。

## 養育支援訪問

こんにちは赤ちゃん訪問を受けた後に、更に支援が必要な方を対象に訪問を実施し育児の相談・支援を行います。

## 育児相談

赤ちゃんの身体計測、育児相談を行っています。事前にお電話ください。

## 産後ケア事業

産後の身体の回復や育児等に対する不安を軽減し、母子とその家族が健やかな育児ができるようにサポートします。詳しくについては、保健センターにお問い合わせください。

## 予防接種

乳幼児期・学童期に行う定期予防接種については対象者に個人通知もしくは予防接種手帳を配布します。インフルエンザ・水痘・おたふく等の任意の予防接種の接種費用も一部助成しています。詳細については保健センターへお問い合わせください。

## 乳幼児健診

対象者に個別通知をして保健センターで実施しています(ただし9~11か月健診は交付された受診票を使って委託医療機関で受診します)

- ・1か月健診(医療機関にて)
- ・3~4か月児健診
- ・6~8か月児健診
- ・9~11か月児健診(医療機関にて)
- ・1歳6か月児健診
- ・2歳児歯科検診
- ・2歳6か月児歯科検診
- ・3歳6か月~3歳8か月児健診
- ・5歳児健診

## 子育てサロン・ママサロン

乳児とその母親を対象に友達づくりや様々な内容を企画し子育てを楽しむ場の提供をしています。対象者には個別通知しています。

## 親子教室

言葉や身体の使い方等を小集団での活動を通じて発達を促し、親子で遊ぶ事の楽しさを感じてもらうための親子教室です。対象は2歳前後~4歳未満です。専門職から子どもとの関わり方や発達を促す遊びや体操、言葉についてのアドバイスを受けられます。



# 母子保健事業 No.2

## 大島児童相談所巡回相談

年に2回、専門職(臨床心理士、相談員)による相談を受けられます。

## こども総合療育センター巡回相談

年に1回、専門職(医師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、等)による相談を受けられます。

## 知名町特定不妊治療旅費助成事業

### 【対象者】

保険適用による特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦

### 【内容】

通院や現地滞在等に要した経費の一部を助成



### 問い合わせ先

### 知名町保健センター

電話:0997-93-2075



# 児童福祉等に関する事業 No.1

## ハイリスク妊産婦出産支援事業

【対象者】  
妊産婦又は新生児で島外の医療機関で治療を受け必要がある者  
【内容】  
必要な交通費及び宿泊費等を一部助成  
【申請期限】  
島外に滞在する必要がなくなった日から1ヶ月以内

## 出産・子育て応援給付金

【対象者】  
①妊娠の届出をした妊婦  
②児童を養育している者  
※①②とも保健師との面談が必須になります。  
①は母子手帳交付時、②は乳児家庭訪問時に申請書をお渡しします。

【給付金】  
①出産応援ギフト 5万円  
②子育て応援ギフト 5万円

【申請期限】  
①妊娠中  
②出生児の生後4か月以内

## 子ども医療費助成事業

【対象者】  
高校第3学年修了までの子どもを養育する父母等  
【内容】  
◎受給者証の提示で保険診療に係る自己負担分の医療費(2~3割)を全額助成  
◎課税世帯は登録している口座へ自動償還払い  
◎非課税世帯は県内医療機関等においては窓口負担なし  
【申請期限】  
子育て支援課窓口で申請される場合は診療月の翌月から起算して6か月以内

## 子育て支援金事業

支援金の種類は2種類あります。  
◎「出生支援金」  
【対象者】  
知名町に住所を有し、出生時点を含め継続して1年以上知名町に住所を有する母で出生児の住所登録地が知名町であること。  
◎「入学準備支援金」

【対象者】  
小学校、中学校および高等学校等に1年生として入学する者と生計を同じくする養育者であること。

【内容】  
一律50,000円(知名町商工スタンプ会商品券)を支給

## 未熟児養育医療費助成

身体の発育が未熟なまま出生した乳児で、指定養育医療機関に入院して治療を受ける場合、医療費の自己負担分を助成します。ただし、家族の収入の状況に応じて医療費の一部負担があります。

## 児童手当

【対象者】  
中学校第3学年修了までの子どもを養育する父母等  
【内容】  
◎3歳未満:一律月額15,000円  
◎3歳以上小学校修了まで:月額10,000円(第3子以降は15,000円)  
◎中学生:一律月額10,000円  
◎特例給付:(所得制限限度額以上、所得上限限度額以内):月額5,000円

【注意】  
出生日、転出予定日等の翌日から起算して15日以内に申請をしてください。

## ※令和6年10月分以降の児童手当

【内容】  
◎3歳未満:一律15,000円  
◎3歳以上高校修了まで:月額10,000円(第3子以降は30,000円)

# 児童福祉等に関する事業 No.2

## 児童扶養手当

【対象者】  
①両親が離婚  
②父母が死亡又は重度心身障害者  
③裁判所からのDV保護命令を受けている、あるいはその他の事情により父母と生計を共にしない子どもの父母及び養育者  
【内容】  
児童が18歳に到達する年度の3月まで支給。月額全部支給の場合45,500円(所得制限あり)第2子以降加算額あり。物価スライド制の導入により支給額変更あり。

## 特別児童扶養手当

【対象者】  
20歳未満で心身に障害のある子どもの扶養者  
【内容】  
月額36,860円~55,350円(等級に応じて支給、所得制限あり)  
物価スライド制の導入により支給額変更あり。

## 障害児福祉手当

【対象者】  
20歳未満で①~③のいずれかにあてはまる方  
①身体障害者手帳1級・2級(一部該当しない障害があります)をお持ちの児童  
②療育手帳A1をお持ちの児童  
③①・②と同程度の障害がある児童  
【内容】  
15,690円(月額)

## ひとり親家庭等医療費助成事業

【対象者】  
母子又は父子等ひとり親家庭の子どもと扶養者、両親ともいない家庭の子ども、父又は母が障害者の子ども及び裁判所からのDV保護命令を受けている子どもと父又は母

【内容】  
18歳に到達する年度の3月分まで保険診療分を全額助成。

【申請期限】  
診療月の翌月から起算して6か月以内



問い合わせ先 知名町子育て支援課 電話:0997-84-3170

## 児童福祉等に関する事業 No.3

### 児童島外療育等旅費助成事業

**【対象者】**  
本町が実施する療育相談等において島外の医療機関等で療育等を受けることが必要である旨の診断書等を発行され、それにより、島外の医療機関等で療育等を受けた児童及びその付添いをした保護者1名  
**【内容】**  
必要な交通費及び宿泊費等を一部助成  
**【申請期限】**  
帰島後1ヶ月以内

### 心身障害児施設等入所児見舞旅費助成事業

心身障害児施設等に入所(院)している児童を養育している保護者が、入所(院)児童を見舞った際の旅費を助成します。  
**【対象者】**  
心身障害児を養育している保護者  
**【内容】**  
支給金額:船賃2等往復実費額(ただし、和泊港から鹿児島新港又は那覇港までの往復運賃を限度とする)と宿泊料2泊分までの実費額(ただし、1泊5,000円を上限とする)  
申請方法:申請書に訪問先施設等の証明を付記し、印鑑・申請者名義の普通預金通帳を持参のうえ、申請してください。

### 子育て応援きっぷ発行事業

**【対象者】**  
知名町に在住し、在宅において生後3か月から就学前までの乳幼児を保育する保護者等。  
**【内容】**  
町内の一時預かり施設で利用できる「子育て応援きっぷ」をお子様おひとりにつき12枚(1枚300円)発行します。対象者へは、子育て支援課から案内を送付します。

### かごしま子育て支援パスポート事業

協賛店でパスポートを見せるといろいろな子育て支援サービスが受けられます。スマートフォンでも利用できます。

#### 【交付対象】

妊娠中の方又は満18歳未満の子どもがいる世帯

#### 【交付手続き】

QRコードを読み取って登録するか、子育て支援課又は保健センターにて手続きをして下さい。



かごしま子育て支援パスポート  
専用WEBサイト

### 重度心身障害者医療費助成事業

#### 【対象者】

身体障害1・2級、  
療育手帳A1・A2またはB1でIQ35以下の方、  
身体障害3級かつIQ50以下の方

#### 【内容】

全額助成(保険診療分)

#### 【問い合わせ】

保健福祉課 84-3153



## 療育施設、その他保育に関する事業

### 児童発達支援事業(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)

児童発達支援とは障がい児童の一つで、療育の観点から支援が必要であると認められた、障がいのある子どもが対象です。

#### 【申請方法】

- ①子育て支援課または保健センターに相談
  - ②利用希望施設を見学予約して見学
  - ③相談支援事業所(社会福祉協議会)にて面談、相談、利用計画案作成
  - ④相談支援事業所が利用計画案を町へ提出
  - ⑤相談支援事業所が事業所と調整
  - ⑥町が支給決定。受給者証送付
  - ⑦事業所と契約後に利用開始
- 利用開始までは1か月～2か月かかります。

おきえらぶ子どもリハビリサポートセンター  
**ぽてと・はびりすぽてと**  
電話 0997-84-3867(知名町)  
<https://www.poteto-okinoerabu.com>

**療育センターのびのび**  
電話 0997-92-1850(和泊町)

**サンセンター**  
電話 0997-92-0555(和泊町)

**知名町社会福祉協議会**  
電話 0997-93-5261

**和泊町社会福祉協議会**  
電話 0997-92-2299

### 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

労働などにより、昼間保護者が家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、児童の健全な育成を図ります。

#### 【問い合わせ先】

●知名小、下平川小の児童

放課後児童クラブしらゆり

(知名)0997-85-1036

●田皆小、住吉小、上城小の児童

放課後児童クラブしらゆり

(田皆)0997-93-2150

#### 【開所日】

月曜日～金曜日 4月～9月 放課後～18:30

10月～3月 放課後～18:00

土曜日及び学校休業日 8:30～18:00

#### 【休所日】

日曜・祝祭日・お盆休み・年末年始

しらゆり保育園入園式当日・前日の2日間

#### 【利用料】

・月額:4,500円(別途おやつ代月額1,500円)

・土曜日及び学校休業日:1,000円(日額加算)

### 病児病後児保育事業

病気または病気回復期のお子さんを家庭で看護することができないとき、集団保育の許可が下りるまで、一時的にお預かりします。

**【対象児童】**生後6か月から小学校3年生までの児童

**【利用時間】**月・火・木・金曜 9:30～17:00  
水・土曜 9:30～12:30

**【休所日】**日曜及び祝祭日・年末年始

**【利用料金】**500円(おやつ等食事代は別途、受診する場合も別途)

**【実施場所】**本部医院 0997-93-3131

### 子育て短期支援事業(ショートステイ)

**【対象者】**次の事由に該当する家庭の子どもまたは母子等  
○保護者の疾病

○育児不安、育児疲れなど身体上  
または精神上の事由

○出産、看護、事故など家庭養育上の事由

○冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的事由

○経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合

**【内容】**上記事由による身体的または精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等(里親含む)で宿泊を伴う一定期間(原則7日以内)子どもを預かる事業

問い合わせ先 知名町子育て支援課 電話:0997-84-3170

問い合わせ先 知名町子育て支援課 電話:0997-84-3170

# こども園・保育園に関する事業

## 認定こども園保育園入園のご案内

こども園等の入園を希望される方は、子育て支援課で手続きをしてください。

**受付期間** 4月入園1次申込み: 12月中

4月入園2次申込み: 2月末

(上記以降の入園申込みは随時受け付けております。

入園希望月の前月5日に審査を行いますので、2ヶ月前の月末までに提出書類を揃えてお申込み下さい。例)6月入園希望→4月末までに申込み

**受付場所** 子育て支援課 0997-84-3170

**提出書類** 子育て支援課に備えてある「入園申込書」に入園資格認定及び保育料算定に必要な書類を添付して提出してください。※様式は知名町ホームページでダウンロード可

**入園資格認定に必要な書類(主なもの)**

○就労証明書

○出産・妊娠中の場合:母子手帳の写し

○病気の場合:医師の診断書

○障害者の場合:障害者手帳の写し

○求職活動を行う場合:求職活動申立書

**保育料算定に必要な書類**

課税証明書(マイナンバーがある場合は不要)

**入園できる基準**

こども園等へ入園できる基準は終日保育の場合は両親(両親が別居している場合は児童の面倒をみている方)が共に次のいずれかに該当し、かつ児童と同居している親族等も児童の保育ができない場合に限られます。

①1月当たりの就労時間の常態が120時間以上であること(短時間は48時間)

②妊娠中であるか、または出産後間もないこと

③疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害があること。

④同居または長期入院等をしている親族を常時介護または看護していること

⑤求職活動を行っていること 等

※今後受付期間については変更する事もありますので広報等でご確認ください。

# 子育て広場に関するこども園

## 地域子育て支援拠点事業所「そら・SORA」 (子育て広場及び一時預かり)

### 子育て広場 (フローラルパーク管理棟内)

親子で気軽に集い、遊んだりおしゃべりをしたり、季節の行事を楽しんだりして、みんなで子育ての輪を広げましょう!

**【対象】**

未就学の親子

**【日時】**

週に5日(原則月~金)

午前9時~午後2時(うち5時間)

### 一時預かり (フローラルパーク管理棟内)

保護者の疾病やリフレッシュ時等に乳幼児の一時的な預かりを実施します。

**【対象】**

概ね生後6か月から小学校就学前までの乳幼児  
(生後3~5か月、利用相談可)

**【日時】**

週に5日、午前8時30分~午後4時30分

利用日時等相談可

**【利用料】**有料

**地域子育て支援拠点事業所 そら・SORA 電話番号 070-1990-5689**

### すまいるキッズ(こども園すまいる内)

対象・内容等は子育て広場と同様ですが日時についてはこども園が設定する日となっています。

**認定こども園すまいる 電話番号 0997-93-3583**

### きらきらキッズ(こども園きらきら内)

対象・内容等は子育て広場と同様ですが日時についてはこども園が設定する日となっています。

**認定こども園きらきら 電話番号 0997-93-2288**

## 一時預かり事業 (保育園及び認定こども園)

**【対象】**

生後6月以上の小学校就学前子どもとする(但し定員の空きがある場合のみ利用可)

**【内容】**

(1)非定型保育 保護者の労働、職業訓練、就労等により、家庭保育が断続的に困難となる小学校就学前子どもに対する保育

(2)緊急保育 保護者の疾病、冠婚葬祭その他の社会的にやむを得ない理由により、緊急又は一時的に保育を必要とする小学校就学前子どもに対する保育

(3)リフレッシュ保育 保護者の育児に伴う負担の軽減等を理由として、一時的に保育が必要となる小学校就学前子どもに対する保育

**【保育料】**満3歳未満 2,000円、満3歳以上1,800円

## 延長保育事業

**【対象】**

施設の在園児で、短時間保育(1日当たり8時間までの保育の利用をいう。)の認定を受けた児童

**【利用料】**

保育短時間認定を受けた子ども1時間につき100円

**認定こども園すまいる**

電話番号 0997-93-3583 知名町瀬利覚

**認定こども園きらきら**

電話番号 0997-93-2288 知名町田皆

**しらゆり保育園**

電話番号 0997-93-3033 知名町知名

# 3歳から5歳までの幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する子供たちの利用料が 無償化されました。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。



## 知名町の認定こども園、保育所等を利用する子供たち

### 対象者・利用料

**認定こども園、保育所等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料は無償です。**

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- 食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。国の制度では副食費として4,500円目安を保護者負担（一部世帯を除く）として施設へ支払う事となっていますが、知名町は3歳児以上の全てのお子さんの副食（おかず・おやつ等）の費用を国目安額4500円まで免除し、町が負担します。併せて、主食費500円（半日利用者400円）についても町が負担しています。

**0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**

- さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

知名町の保育料は、国の基準額の6割で設定されています！



## こども園の預かり保育を利用する子供たち

### 対象者・利用料

無償化の対象となるためには、知名町子育て支援課にて**「保育の必要性の認定」**を受ける必要があります

子ども園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円まで（日額450円上限）**の範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

## 認可外保育施設等を利用する子供たち

### 対象者・利用料

無償化の対象となるためには、知名町子育て支援課にて**「保育の必要性の認定」**を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、子育て支援課にご確認ください。

**3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。**

### 対象となる施設・事業

**認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業**を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

## 療育施設等を利用する子供たち

**就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。**

問い合わせ先

知名町子育て支援課

電話:0997-84-3170

## 島内の公園・医療機関等

### 知名町のこども園・保育園

- A 認定こども園 すまいる 0997-93-3583
- B 認定こども園 きらきら 0997-93-2288
- C しらゆり保育園 0997-93-3033



### 公園・海水浴

- a フローラルパーク
- b 白浜マリンパーク
- c メントマリ公園
- d 大山野営場
- e ショウヌ川公園
- f あまたふれあい公園
- g あしきぶ公園
- h 越山
- i ヤーシチ公園
- j 笠石海浜公園
- k 伊延の公園
- l ワンジョビーチ
- m 沖泊海浜公園
- n 屋子母ビーチ



### 療育施設

- 1 ぽてと・はびりすぽてと 0997-84-3867
- 2 療育センターのびのび 0997-92-1850
- 3 サランセンター 0997-92-0555
- 4 知名町社会福祉協議会 0997-93-5261
- 5 和泊町社会福祉協議会 0997-92-2299



### 子育て世帯向け施設

- 1 そら・SORA 070-1990-5689
- 2 スマッピー(遊具付きカフェ・託児・その他活動) 080-5614-0501
- 3 グリーンテラス菜の花(森のようちえん) 090-7153-9351

## 島内の公園・医療機関等

### 子ども第三の居場所

- 1 e.lab(イーラボ) <みんなのおうち> 050-3573-6396
- 2 entaku(エンタク) 050-8885-9760
- 3 ダ・ヴィンチ 0997-84-3008



### 知名町・和泊町の病院

- |    |              |              |
|----|--------------|--------------|
| 1  | 徳洲会病院(総合)    | 0997-93-3000 |
| 2  | 本部医院(整形・内科)  | 0997-93-3131 |
| 3  | 大蔵医院(内科・小児科) | 0997-93-5033 |
| 4  | 松下歯科医院       | 0997-93-2213 |
| 5  | 松尾歯科医院       | 0997-93-5257 |
| 6  | 日吉歯科医院       | 0997-93-3688 |
| 7  | ふくやま歯科医院     | 0997-93-2755 |
| 8  | 町田医院(小児科)    | 0997-92-3737 |
| 9  | 朝戸医院(内科・眼科)  | 0997-92-1131 |
| 10 | 福山医院(小児科)    | 0997-92-0033 |
| 11 | 前田歯科クリニック    | 0997-92-0418 |
| 12 | 本城歯科医院       | 0997-92-3770 |

### 知名拡大マップ



## 子どもの学習に関すること(図書館)



### ブックスタート

町内で生まれた赤ちゃん(6か月児)を対象に、おすすめの絵本2冊などが入った『ブックスタート・パック』を配布する、ブックスタート事業をおこなっています。



### おはなしのじかん

毎月のテーマにあった絵本・紙芝居・パネルシアター等の実施と、幼児向けの簡単な工作をおこなっています。木曜日午前中に未就学児向けを、土曜日の午後に全児童を対象におこなっています。



### 移動図書館車「えらぶっくカー」

各小中学校ごとに月2回巡回。子どもたちが町立図書館の本に触れ合う機会を提供し、読書活動の推進を図ります。

## 知名町立図書館

所在地	知名町知名412番地
開館時間	夏季(4月~9月) 10時~18時30分 冬季(10月~3月) 9時30分~18時
休館日	祝日、毎週月曜日、12/29~1/3、蔵書点検期間(3月前半頃)
貸出	・利用者カード(図書館にて申込登録後発行) ・1人10冊まで(視聴覚資料は2点まで) ・14日間以内の期間(視聴覚資料は7日以内の期間) ・時間外及び休館日の図書の返却は、玄関の返却用ボックスに投函してください。

問い合わせ先

知名町立図書館

電話:0997-93-4356

## 子どもの学習に関すること

### 放課後子ども教室

地域の方々の参画を得て、安心・安全な場所での学びを提供しています。

#### 【実施校】住吉小学校

【時間】毎週火曜日・木曜日の午後3時15分~午後4時30分

【活動内容】学習・三味線

【参加料】無料

#### 【実施校】下平川小学校

【時間】毎週火曜日の午後3時15分~午後4時30分

【活動内容】学習・三味線

【参加料】無料

### お問合せ 知名町生涯学習課

電話番号 0997-81-5151

### e.lab<みんなのおうち> (下城1230)

「遊ぶように学びながら暮らす」がコンセプト! 誰もが自由に過ごすことのできる"みんなのおうち"です! 居場所として過ごすのはもちろん、日々の遊びから生まれる興味をキャッチして一緒にカタチにしていきます。カフェ開催、イベント主催、モノづくり、部活結成...なんでもやっちゃおう! 保護者のみなさん、まずはお子さまといっしょにお茶しに来てください~!

【OPEN】だれでも: 月火水金土日 9:00~20:00 (木曜定休)

●小学生優先: 月火水金 15:00~18:00 ※小学生のみで利用可能な時間です。  
大人同伴であればいつでもどうぞ!

●ユース(10代) 優先: 月火水木金 18:00~20:00 土日祝 9:00~20:00

【できること】宿題・学習サポート・進路サポート・読書・ボードゲーム・アトリエ利用(DIY、アクセサリー作り、デッサン等)、キッチン利用(ラテアート、パーティー等)

【設備】WI-FI、ノンフライヤー、ハンドブレンダー、大同電鍋、3Dプリンター、電気炉、コピー機、ミシン、レジン、おもちゃ、iPad ※最新情報はインスタグラムで!



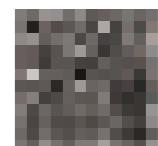
Instagram QR

### お問合せ 一般社団法人えらぶ手帖

電話番号 050-3573-6396  
E-mail: okino.e.lab@gmail.com

### 一般社団法人collage

子どもから大人まであらゆる世代が自分らしくいられる島、  
いつも新しい学びをはじめられる島をつくるために活動しています。



◎ものづくりワークショップ ◎お仕事体験ワークショップ ◎心の教育に関するワークショップ ◎ICT活用(STEAM、メディアリテラシーなど)に関する学びの場の提供  
や学習サポート ◎子どもの発達、学校や学習、家庭や生活などに関する相談(発達検査などのアセスメント含む) ◎教育や子育てに関する講演会

令和3年度より、知名町男女共同参画事業として「女性のためのプチサロン」を実施しています。料金は無料、予約制です。  
お気軽にお越しください。【場所】エラブココ(おきのえらぶ島観光協会) レクチャールーム

### お問合せ 一般社団法人collage

E-mail: collage.okinoerabu@gmail.com  
LINE: @201fayw

# 学校関係 No.1

## 入学前

就学教育相談会	6月中旬	児童発達支援事業所に教育委員会職員が訪問し希望された保護者と面談を行います。
就学時健康診断	10月中旬	案内通知を郵送します。必ず受診してください。
入学通知書	1月中旬～下旬	通知書を郵送します。入学式当日まで保管し、入学式当日学校へ提出してください。
入学説明会	1月下旬～	各学校の主催で、入学準備等の説明があります。
入学時期	例年4月6日	4月1日時点で満6歳に達している児童

## 入学後

本町に転入したとき	転入転居手続きを役場町民課で行った後、住民異動届コピーを学校教育課へ提出してください。前の学校で交付された在学証明書、教科書給与証明書は指定された学校へ提出してください。
本町から転出するとき	転出手続きを役場町民課で行った後、在籍している学校で、在学証明書、教科書給与証明書の交付を受け、引っ越し先の市町村で手続きをしてください。

## 特別支援学級・通級指導教室

知的障害特別支援学級 自閉症・情緒障害・ 肢体不自由特別支援学級 言語障害通級教室	特別支援学級および通級指導教室を設けている学校があり障がいに応じた教育を行っています。設置校につきましては、知名町学校教育課にお問い合わせください。
--	--

## 就学援助費

児童生徒の就学に必要な経費を負担することが困難な家庭の保護者に対して、学用品費などを援助します。

### 【対象者】

町内の小・中学校に通う児童生徒の保護者（※所得制限等、認定基準あり）

### 【援助の内容】

学用品費、給食費、新入学児童・生徒学用品費等

### 【申込み方法】

申請書が学校にあります。各学校に申請書を提出してください。

## 特別支援教育就学奨励費

児童生徒が特別支援学級で学ぶ際の教育関係経費について学用品費などを援助します。

### 【対象者】

町内の小・中学校に通い、特別支援学級に在籍または療育手帳をお持ちの児童生徒の保護者（※所得制限あり）

### 【援助の内容】

学用品費、給食費、新入学児童・生徒学用品費等

### 【申込み方法】

申請書が学校にあります。各学校に申請書を提出してください。

# 学校関係 No.2

## 奨学金制度

本町には奨学金の貸付制度があります。

### 【対象者】

本町に引き続き3年以上居住し生活の本拠を有する者の子弟で、次のいずれかに該当する者  
**一般奨学生**

- 学力、資質ともに優秀かつ心身ともに健全であること
- 高等学校等及び大学等（4年生大学、短期大学、専門学校）に進学又は在学する者

### 特別奨学生

○大学、大学院又は専門学校等に進学又は在学する者で、将来、知名町において規則に定める有資格者（医師、歯科医師、医療福祉関係者）として勤務しようとする者

### 【貸付金額】

#### ■一般奨学生

○高等学校、高等専門学校（1・2・3年）在学者 月額20,000円

○高等専門学校（4・5年）、大学等、大学院在学者 月額40,000円

#### ●特別奨学生（免除制度あり）

○医師・歯科医師 月額60,000円

○医療福祉関係者 月額50,000円

**問い合わせ先 知名町教育委員会事務局 学校教育係 電話：0997-84-3158**



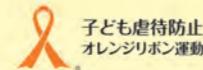


こどもを虐待から守るのに、理由はいらない。

＼情報提供や相談を!!／ いちはやく  
まずは連絡 **189**

匿名可能 通話無料 秘密厳守

\*「児童相談所 虐待対応ダイヤル」お住まいの地域の児童相談所につながります\*



しつけ? 体罰?  
これってどっち??

[特設サイトでCHECK] →



こども虐待防止

こどもを守る、  
社会をめざして。

こどもまんなか  
こども家庭庁

みんなで知ろう、児童虐待の現状

児童虐待は社会全体でかかわり、  
解決していく問題です。

児童虐待による死亡事例は年間70件を超えてます。

単純計算すると、5日間に1人のこどもが命を落としていることになります。

※こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第19次報告)

△特設サイトはこちら



児童虐待とは?



身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、  
投げ落とす、激しく揺さぶる、  
やけどを負わせる、  
溺れさせるなど



性的虐待

こどもの性的行為、  
性的行為を見せる、  
ボルノグラフィの  
被写体にするなど



ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、  
ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、  
重い病気になってしまって  
病院に連れて行かないなど



心理的虐待

言葉による脅し、無視、  
きょうだい間での差別的扱い、  
こどもの目の前で家族に対して  
暴力をふるう(面前DV)など

児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください。

～あなたの1本の電話で救われることもがいます～

児童相談所  
虐待対応  
ダイヤル

匿名可能  
通話無料  
秘密厳守

いちはやく  
**189**

●お住まいの地域の  
児童相談所につながります。  
●通告・相談は匿名で行うこともできます。  
●通告・相談をした人や  
その内容に関する秘密は守られます。  
一部のIP電話からはつながりません。

さらに

子育てや親子関係に悩んだら、ご連絡ください。不安やイライラに、いっしょに向かい合います。

こどもも保護者もオンラインで気軽に相談

LINE  
親子のための  
相談LINE



匿名可能 秘密厳守

子育ての悩み、家族のこと、ご相談ください。

いちはやく おなやみを  
0120-189-783

通話無料 秘密厳守

秋の  
こどもまんなか  
月間

こども家庭庁では、「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして、  
毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施します。  
期間中は、児童虐待防止のために、集中的な広報・啓発活動に取組みます。

つい力となって  
こどもに強く  
あたってしまう…

自分でなんとかしなきゃ…

もっとひどいことを  
してしまいそうで怖い…

強い言葉で言われると怖いし落ち込む…

子育てや親子関係の  
不安や悩みイライラに、  
いっしょに向き合います。

きょうだいと  
比較されるのが  
つらい…

気軽に話せる人もいないし…

衝動的に  
きつい言葉が出てしまう…  
後からものすごく後悔…

ホントはもっとやさしくしたいのに…

どう接したらいいかわからない…

## 親子のための 相談LINE

安心です  
専門の相談員が  
対応してくれるから

匿名可能  
秘密厳守  
子ども虐待防止  
オレンジリボン運動

相談方法  
QRコード

しつけ? 体罰?  
これってどっち??  
[特設サイトでCHECK] → こども虐待防止

こどもを守る、  
社会をめざして。  
こどもまんなか  
こども家庭庁

### 親子のための 相談LINE とは?

子育てや親子関係の不安や悩みイライラに、  
いっしょに向き合います。

友だち登録はこちら

匿名可能  
匿名 (LINE上のアイコンとニックネーム) でも相談ができます。

秘密厳守  
相談内容の秘密は守られます。

こんなことを思ったら、相談してください。

	● パパやママなどに ● 痛い思いをさせられる ● いやな思いをさせられる ● 無視される
	● こどもが何度も言つても言うことを 聞いてくれないから、 手を上げてしまいそうになる ● イライラして、こどもに当たってしまう ● こどもとどう接っすればいいか わからなくなってしまった

サービス内容の詳細は[こちら](#)

QRコード

#### 相談方法

##### LINEでの操作

STEP 01 LINE公式アカウント「親子のための相談LINE」を友達追加してください

STEP 02 トーク画面で、お住まいの都道府県と市区町村を登録してください

STEP 03 注意事項と待ち人数を確認して、リンク先を開いてください

##### 相談専用画面上での操作

STEP 04 相談支援システムに、あなたの情報を入力してください

STEP 05 相談内容を入力して送信してください

STEP 06 相談員とやりとりしてください

さらに 虐待かもと思ったら、すぐにお電話ください。  
あなたの電話1本で、救われる子どもがいます。  
(お住まいの地域の児童相談所につながります)

189

匿名可能 通話無料 密厳守

子育てや親子関係に悩んだら、ご連絡ください。  
子育ての悩み、家族のこと、ご相談ください。

0120-189-783

通話無料 密厳守

秋の  
こどもまんなか  
月間

こども家庭庁では、「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施します。期間中は、児童虐待防止のために、集中的な広報・啓発活動に取組みます。